

自分らしさを大切に

豊かな明日に向けて

玉島 孝之
市橋 博子

一 シンポジウム「障害児者の権利擁護と虐待の防止」の報告

今回は、「虐待」がもたらす子どものかかえる困難を理解するために、三名の方によるシンポジウムを行った。

札幌市社会福祉協議会の原氏からは障害者虐待防止法の説明がされた。「障害者虐待防止法」、正式には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者の支援に関する法律」といい、虐待者を制裁することが目的でなく、養護者を支援することも含まれると説明があった。法律の対象は、養護者、障害者福祉施設の従事者、使用者で学校は対象にはなっていない。しかし、浦安事件、三郷市特別支援学校事件の事例や09～10年にかけて全国の

「障害者の親などに行った調査では、学校で「虐待や不適切な対応をされたことがある」と答えたのは、二十四・二％で、職場や施設よりも多い結果であると報告され、学校現場も虐待と無縁でないことが明らかになった。そして、学校が「障害者虐待防止法」の対象にならなかった理由が「教育基本法」で禁止されていることを障害の有無で子どもの扱いを変えるべきでないという考え方や教育現場が萎縮しないように配慮が背景にあったと説明された。

障害者虐待防止等に対する各主体の責務等に、(1) 国及び地方公共団体の責務(2) 国民の責務、そして二十九条に(3) 学校の長とあり、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修、普及啓発、相談体制の整備、虐待を防止するための措置と明記されていた。このことは教育現場での対応が早急に行われなければならないことを示している。「児童虐待防止法」における学校の役割から大きな役割を担っていると指摘された。そして、学校に求められるものの中で、障害特性の把握、虐待の早期発見、虐待を受けた児童生徒のケア、虐待を行った保護者のケア、他機関との連携、職員間での自浄作用、日常の「気づき」、「振り返り」と述べられ、私たちが毎日の教育活動での取り組みなければならないことが示された。

次に、石狩圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員・保護者の立場から上田氏が発言され、ジョブコーチの充実や就労

における視覚的支援、障害者が安全に住みやすい町にするための行政の施策による障害者差別や保護者として学校における不適切な指導と思われること、また、施設では年齢に応じた名前の呼び方、接し方をしていないことに対して、虐待と言えるのではないかという指摘がされた。

最後に道教組障教部部長の渡邊氏から、道内の生徒自殺の事件や身近な生徒の指導の例から、子どもに寄り添うための教師の力量とは何か、生徒の問題行動に直面した教師の心理状態や教師がパワーゲームに陥らないポイント、教師の指導力の中身について話があった。特に、子どもの不適切な行動に接したときの教師の心理状態は、何とかしなければならぬと言わせり、周囲に見られているという意識、指導に迷いや不安があり自信がない、とりあえず「強い指導」、「厳しい指導」をすることで「自分はやっている」と言う安心感と周囲のアピールと評価に対する期待など誰でも陥りやすい状態があるのではないかと問題提起された。そして、短期的に成果を求められる指導の中で待つことや一緒に解決していくこと、理由を探ることと問題行動を一刻も早く止めるといふ学校の指導原理との間で板ばさみにあい、いつも悩むという話があり、余裕のある指導姿勢がパワーゲームに陥らないポイントであることを指摘された。

原氏が説明された言葉の中から、ほんの少しの勇氣と知識が虐待の防止につながります、という言葉を確認し終了した。

(玉島 孝之)

二 分散会の報告

1 高等養護学校で人間性の再生を

自己肯定感を育てる「あ」「し」「た」「ほめる」

(夕張高等養護学校 玉島 孝之)

タイトルの『あ』『し』『た』『ほめる』は①安心・信頼感□承認…みんなから認められる□達成感、成功体験④ほめられることで人とのよい関係や意欲を高め、自己肯定感を育てるとしている。こうした実践は非常に時間がかかり、粘り強く取り組んでいかなくてはならない。我々は「良い教師でありたい」「良い実践を行いたい」と思いつつ、昨今の成果主義に基づく「達成できる目標や評価」の落とし穴により、目的と手段が逆転していたり、即効性や結果の出やすい強い指導に流されたりしていないかーなど、もう一度自身に問い直さなくてはならない。こうした、「強い指導」に陥ってしまう背景には、我々教師の忙しさ、そして「成果主義」がある。自分たちの実践を振り返る余裕のなさ、「眼に見える成果」を求められる評価・：こうした中では、教師が集団で生徒たちに関わると言うよりも個々の教師の力量が問われやすくなってしまふ。また、「成

果」を上げられない教師は自分の力不足を痛感してしまうこともあるだろう。そういう状況に陥らないためにも、同僚性、集団としての力を大切にし、私たちが自身が自己肯定感をもって日々生徒に接する必要がある。

2 「チャレンジキャンパスさつぼろの挑戦」

（チャレンジキャンパスさつぼろ 岡山 英二）

チャレンジキャンパスさつぼろは、平成二三年に開設された自立訓練（生活訓練）事業所である。教育年限の延長を求める声は以前からあったが、専攻科の設置には課題があり、なかなか実現できずにいた。そんな中、福祉の制度を利用して「教育」を行う「学びの作業所」が和歌山にあることを知り、大学生になりたい」という生徒の親たちで社団法人にじいろ福祉会を立ち上げ、設立されたのが「チャレンジキャンパスさつぼろ」である。1期生は4名が就労継続支援B型に進んでいる。この2年半の実践を通して、まだ「のびしろ」のある同年代の仲間が通所できる場があり、一人一人の主体性を育て、自己を確立する場として、チャレンジキャンパスさつぼろのような「学びの作業所」には大きな意義がある。決められたことを行うのではなく、企画・計画も必ず仲間と相談と決定・実施をすることで自信がついてきている。

課題としては、卒業後の進路開拓、プログラムの充実、外部

講師との連携、研修（支援員の専門性の確保）、道内に学びの作業所が設置されることなどをあげられた。

高等部、高等支援学校を卒業する一八歳の青年たちの「学ぶ要求の強さ」、保護者も一八歳で働くという選択肢だけでなく、学びの場を欲していること、そして学校現場でも「ゆつくりじつくり学ぶ」意義が認められてきたことも、卒業後の学びの場を保障したいという願いに関わっていると考えられる。一人一人のねがいに沿って多様な進路選択が行えるよう、さらなる発展がのぞまれることを改めて確認されるレポートであった。

（市橋 博子）